

第90号議案

府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市職員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

## 府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の115」を「100分の105」に改め、同条第4項中「100分の115」を「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 府中市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項中「100分の105」を「100分の110」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。